



## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名		3款 2項 1目 区庁舎等		所管区局・課	西区総務課	令和4年度 事業評価書 番号	3-2-1 1
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則	具体的 名称	消防法、建築基準法、駐車場法、道路運送車両法、租税特別措置法、建築物の衛生的環境の確保に関する法律、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、横浜市駐車場条例等		
	その他	□					
	事業の目的 (事業開始の経緯)	個性ある区づくり推進費の創設に伴い、区庁舎、公用車等の管理運営に係る経費を予算計上しました。					
具体的な 事業内容	1 建築物や付帯する設備に係る年次点検の実施 2 庁舎の清掃及び廃棄物処理 3 区庁舎の光熱水費及び通信に係る料金 4 庁用車の法定点検及び燃料 5 区庁舎の管理運営上、必要な消耗品の購入						
	本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				□ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		49,882千円	50,219千円	50,954千円	52,386千円
		支出済額		48,719千円	50,052千円	53,363千円	54,861千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		1,163千円	167千円	△ 2,409千円	△ 2,475千円
		執行率(%)		98%	100%	105%	105%
		人 件 費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			8,785千円	8,823千円	8,770千円	8,770千円	
総事業費		57,504千円	58,875千円	62,133千円	63,631千円		
増▲減		—	1,371千円	3,258千円	1,498千円		
事業評価 の視点に よる点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	予算計上しているものは、法令によるもの、利用者の安全のために必要最低限実施すべき設備の点検、施設の光熱水費になっており、必要なものについては情報を収集したうえで整理統合を行っています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	大規模修繕や庁舎内での事故を未然に防ぐため、必要な箇所に対して点検を行っていく一方、情報収集を行い、委託業務の内容及び委託業務そのものを見直せないか、適宜、検討する必要があります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長

久世 学

係長

岡田 大典

予算調整係

岩本 高

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	3款 2項 1目 公会堂		所管区局・課	西区地域振興課	令和4年度 事業評価書 番号	3-2-1 2	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	地方自治法、横浜市公会堂条例、横浜市公会堂条例施行規則			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	横浜市民の集会その他各種行事のための場所として昭和57年に建築されました。 個性ある区づくり推進費の創設に伴い、公会堂の管理運営経費を予算計上しました。 平成28年度から指定管理者制度を導入した管理運営を行っています。					
	具体的な 事業内容	指定管理者による公会堂の管理運営。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。			□ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	
		目標 実績					
		目標 実績					
		上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		支出済額		34,971千円	35,372千円	35,753千円	35,753千円
		繰越額		34,971千円	35,372千円	35,753千円	35,983千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		0千円	0千円	0千円	△ 230千円
		人 件 費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
			概算人件費	2,636千円	2,647千円	2,631千円	2,631千円
総事業費		37,607千円	38,019千円	38,384千円	38,614千円		
増▲減		—	412千円	365千円	230千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	併設の西地区センターと合わせ効率的な運営を行うため、一体で指定管理者を公募選定しています。 公募により選定した指定管理者が管理運営を行うことで、サービスの向上やコストの削減を図ることとしており、定期的な業務点検を通じて管理運営状況の把握及び目標達成状況の確認を行いながら、適切に指定管理業務が実施されるように進めています。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	コロナ禍で利用制限等が行われ、利用者等の減少は避けられない状況の中、感染防止対策に配慮した安全な利用を継続できるよう、指定管理者と最新の状況について連絡調整を図りながら管理運営を実施しています。 開館後39年が経過し施設の老朽化が進む中、事故や大規模な修繕を未然に防ぐため、指定管理者による施設設備等の点検を実施するとともに、本市の建築基準法第12条点検・劣化調査などを活用して早期に不具合箇所を抽出し、施設の長寿命化に向けた取組を、関係局と調整しながら進めていきます。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 畠山 久子	係長 村越 真史	係 幸田 健		

## 令和4年度事業評価書

令和3年度 事業名	3款 2項 1目 地区センター等(委託館)		所管区局・課	西区地域振興課	令和4年度 事業評価書 番号	3-2-1 3
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 ■	具体的 名称	地方自治法、地区センター条例、公園条例、老人福祉施設条例、スポーツ施設条例、各条例施行規則、コミュニティハウス(学校施設活用型)の設置に関する要綱		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	地域住民等が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、相互の交流を深めることのできる場の提供、並びに子どもの体力向上、元気高齢者率の水準維持向上等を目的としたプログラムの提供、及び、市民を対象とした各種スポーツ大会等の開催場所等の提供を目的として設置されました。個性ある区づくり推進費の創設に伴い、区民利用施設の管理運営経費を予算計上しました。公の施設については、法に基づき指定管理者による管理運営を行っています。				
	具体的な 事業内容	指定管理者等による区民利用施設の管理運営。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績
		目標実績				
		目標実績				
		上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
	予算額・ 執行額・ 事業費の 推移	現計予算額	316,176千円	316,467千円	319,362千円	319,362千円
		支出済額	315,643千円	317,710千円	321,091千円	320,313千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	533千円	△ 1,243千円	△ 1,729千円	△ 951千円
		執行率(%)	100%	100%	101%	100%
		人件費	一般職職員	0.7人	0.7人	0.7人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	6,150千円		6,176千円	6,139千円	6,139千円	
総事業費	321,793千円	323,886千円	327,230千円	326,452千円		
増▲減	—	2,094千円	3,344千円	▲ 778千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	公募により選定した指定管理者が管理運営を行うことで、サービスの向上やコストの削減を図ることとしており、定期的な業務点検を通じて管理運営状況の把握及び目標達成状況の確認を行いながら、適切に指定管理業務が実施されるように進めています。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	コロナ禍で利用制限等が行われ、利用者等の減少は避けられない状況の中、感染防止対策に配慮した安全な利用を継続できるよう、指定管理者等と最新の状況について連絡調整を図りながら管理運営を実施しています。各施設の老朽化が進む中、事故や大規模な修繕を未然に防ぐため、指定管理者等による施設設備等の点検を実施するとともに、本市の建築基準法第12条点検・劣化調査などを活用して早期に不具合箇所を抽出し、施設の長寿命化に向けた取組を、関係局と調整しながら進めていきます。				
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 畠山 久子	係長 村越 真史	係 幸田 健	